



こどもの医療費を支払ったときは…

1 8歳以下のお子さんが、福島県外の医療機関を受診し、
医療費を支払った場合、申請することで払い
戻しを受けることができます。

ご注意ください

申請できる期間は、医療費を支
払った翌日から2年間です。

1. 申請に必要なもの

- ❖ マイナ保険証、資格確認書のうちいずれか1つ
- ❖ 領収書（原本） ❖ 世帯主名義の通帳
- ❖ 個人番号が分かるもの及び本人確認書類

2. 申請できる場所

- ❖ 郡山市役所 国民健康保険課（西庁舎1階）
- ❖ 各行政センター・各連絡所

※ 郡山市民サービスセンター（ビッグアイ6階）、緑ヶ丘市民サービスセンターでは申請できません。

3. 申請方法

申請窓口にて、「国民健康保険 10 割給付の償還払いに係る一部負担金支給申請書」（第1号様式）に必要事項を記入し、領収書（原本）を添付して提出してください。

4. 初めて申請される方は必ず御一読ください

- ❖ 「申請書」は同じ受診者であれば、1枚に複数の診療分を記入できます。
診療分が複数あり、「申請書」1枚に記入しきれない場合及び別の受診者の診療分がある場合は、「申請書（別紙）」を受診者ごとに分けて記入してください。
- ❖ 支給は、申請書に記載した診療月のうち、直近の診療月から3ヶ月後の末日です。
（例）4月30日に1月、2月、3月診療分を申請した場合、直近である3月診療分から数えて3ヶ月後の6月末に1月、2月、3月全ての診療分を一度に支給します。
※ 受診した医療機関から診療報酬請求が遅れた場合など、支給時期が遅れる場合があります。
予めご了承ください。



お問合せ先

郡山市国民健康保険課 給付係
電話024-924-2141
（平日8:30～17:15）

（作成日 令和8年8月1日）